

令和5年(ワ)第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

証拠申出書

令和5年9月17日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



原告は、以下のとおり証拠の申出をする。

第1 人証の表示

- 1 〒486-0819 愛知県春日井市下原町1986番地
証人 梶田正直 (同行 主尋問25分)
- 2 〒487-0032 愛知県春日井市高森台6丁目13番地14
原告 奥村昇次 (同行 主尋問40分)

第2 立証の趣旨

- 1 証人梶田正直により、「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針(中間案)」について自由クラブとして一致して支持することが確認されたことはないこと、令和4年12月28日に被告が原告に激昂しハラスメント的言動があったこと、令和5年1月4日の自由クラブでは原告の除名処分を一方的に告げられたのみで

全員会の決議はなかったこと、同年1月13日に被告から自由クラブを解散し原告を除いて再結成するとの提案がなされたこと等を立証する。

- 2 原告により、「高蔵寺駅北口駅前広場再整備方針（中間案）」について自由クラブとして一致して支持することが確認されたことはないこと、議会報原稿の完成が遅れたことについて原告には何らの落ち度もなかったこと、それにもかかわらず令和4年12月28日に被告が原告に激昂しハラスメント的言動があったこと、令和5年1月4日には実質的な弁明の機会が与えられなかったこと、その他原告の主張事実全般を立証する。

第3 尋問事項

別紙1, 2 尋問事項記載のとおり

以上

別紙 1

尋問事項（証人梶田正直）

- 1 春日井市議会議員としての証人の経歴。
- 2 再整備方針の中間案について自由クラブとして一致して支持することが確認されたことはあるか。
- 3 令和4年12月28日に被告から原告に対しどのようなハラスメント的言動があったか。
- 4 それに対し原告はどのように対応していたか。
- 5 それに対し林克巳議員はどのように対応したか。
- 6 令和5年1月4日の自由クラブで原告の除名処分についてどのような説明がなされたか。
- 7 全員会で意見の聴取はなされたか。
- 8 全員会で賛否を問う採決はなされたか。
- 9 令和5年1月13日に自由クラブ三役から所属議員に対しどのような提案がなされたか。
- 10 その提案に対し所属議員はどのような行動をとったか。
- 11 証人自身はどのような行動をとったか。
- 12 従前から被告は原告を自由クラブから追い出すと言っていたか。
- 13 証人自身はこれまでに被告からどのような扱いを受けてきたか。
- 14 証人が自由クラブから退会したのはなぜか。
- 15 被告から、本件訴訟において証人にならないように要請を受けたことはあるか。
- 16 その他本件に関連する一切の事項。

以上

別紙2

尋問事項（被告本人）

- 1 春日井市議会議員としての経歴。
- 2 令和2年4月に自由クラブを一旦退会した際はどのような経緯であったか。
- 3 再整備方針の中間案について自由クラブとして一致して支持することが確認されたことはあるか。
- 4 再整備方針の中間案は市当局からいつ頃示されたか。
- 5 再整備方針の中間案にはどのような問題点があったか。
- 6 被告が令和4年6月3日の建設委員会で中間案について質問し修正を提案したことについて、被告及び他の自由クラブメンバーから指摘を受けたか。
- 7 チラシを配布したことについて、被告及び自由クラブ三役から何らかの注意を受けたか。
- 8 令和4年12月12日の議会の一般質問において実際にどのような質問を行ったか。
- 9 議会報原稿の完成が遅れたのはどのような経緯によるものであったか。
- 10 議会報原稿の完成が遅れていたことについてどのような経緯で被告が知るに至ったか。
- 11 令和4年12月28日に、議会報原稿の完成が遅れていたことについて、被告から経緯の説明を求められたか。
- 12 その場に梶田正直議員も同席していたか。
- 13 その場で被告からどのようなハラスメント的言動があったか。
- 14 それに対しどのように対応したか。
- 15 令和5年1月4日の名刺交換会で前市長とどのようなやり取りがあったか。
- 16 その後被告を含む自由クラブ三役との間でどのようなやり取りがあったか。
- 17 その席上、原告に弁明の機会は与えられたか。

- 18 原告はその場でどのような対応をとったか。
- 19 これまで被告にはどのようなハラスメントまがいの、或いは強権的な言動があったか。
- 20 議会事務局に会派所属届（乙18）を提出したのはいつか。
- 21 会派所属届で異動年月日が1月4日に訂正してあるのはなぜか。
- 22 その他本件に関連する一切の事項。

以上